

長瀬町教育大綱の策定について

1. 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

(平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行)

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

教育基本法（一部抜粋）

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2. 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2. 大綱策定の考え方

(1) 大綱の定義

教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。

(2) 大綱の位置づけ

教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画や総合計画において、教育行政における基本方針が示される場合は、総合教育会議において協議・調整し、当該計画を大綱に代えることができる。この場合、別途大綱を策定する必要はないとされている。このことから、町の最上位計画である「第5次長瀬町総合振興計画」(資料2)には、町の教育に関する基本方針が示されていることから、その方針を基本とし、年度ごとに教育委員会で策定している「教育行政重点施策」(資料3)を踏まえて、総合教育会議で協議・調整し、策定することとする。

(3) 計画期間

期間については、法律で定められていないが、国の教育振興基本計画の計画期間が5年であること。また、第5次長瀬町総合振興計画の計画期間が10年間で、その計画の中期計画としての「基本計画」が5年ごとに前期、後期で見直されることから、計画期間を5年としたい。ただし、期間内であっても、必要に応じて見直すことができるものとする。

長瀬町教育大綱

はじめに

平成27年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、教育委員会制度が変わりました。

この改正により、新たに町長が「総合教育会議」を設置し、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を「教育大綱」として定めることとされています。

長瀬町では、少子化、高齢化、核家族化の進行、グローバル化、情報通信技術の発展、経済社会構造の変化など、更なる時代の変化に対応した新しい取り組みが求められてる中で、「教育大綱」を策定するにあたり、はつらつ長瀬プラン「第5次長瀬町総合振興計画」における教育の分野を総合的に捉え、重点的に講ずる施策を定め、町長部局と教育委員会が教育政策を共有し、一体となって取り組んでいくこととしました。

● はつらつ長瀬プラン「第5次長瀬町総合振興計画」

町の将来像

「まちづくりの基本理念」に基づき、町の将来像を次のように定めています。

はつらつ長瀬 ◆いつまでも暮らしたいまち
◆いつまでも活力あるまち
◆いつまでも輝き続けるまち

基本目標

将来像を実現するために、次の5つの基本目標を設定し、それらを有機的に結びつけながら、積極的に施策の推進を図っていく計画です。

1. 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち
2. 活力を生み出すまち
3. 安心して快適に生活できるまち
4. 一人ひとりが生きがいをもって活躍できるまち
5. 町民と行政との協働によってつくるまち

◎ 長瀬町教育大綱

○ 基本指針と期間

はつらつ長瀬プラン「第5次長瀬町総合振興計画」に基づき、教育に直結した「一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち」を基本理念に捉え、「魅力ある教育によるまちづくり」を進め、期間としては、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。なお、必要に応じ、「大綱」の内容を見直すこととします。

【基本理念】

～ 一人ひとりが生きがいをもって活躍できるまち ～

次世代の担い手である子どもが、個性と創造性を備え自立した人間として成長できるよう、学校と家庭や地域社会が連携しながら子どもの育成を図ります。

また、全ての町民が生涯にわたって主体的に文化、芸術、スポーツなどを学習できるような環境を整備し、郷土に誇りと愛着を持てるまちづくりを進めるとともに、お互いを認め合い、尊重する心を育みます。

【基本目標】

1. 次世代を担う子どもを育むまちづくり
【教育環境の充実、青少年の育成】
2. 身近な交流と生きがいがあるまちづくり
【生涯学習の推進、スポーツの振興、文化・芸術の振興】
3. 人権を尊重し合うまちづくり
【女性活躍・男女共同参画の推進、人権意識の向上】

【重点施策】

1 次世代を担う子どもを育むまちづくり

1-1 教育環境の充実

心身の豊かな子どもを育むことができるよう、一人ひとりに応じた教育を提供するとともに、確かな学力を育みます。また、子どもが家庭や地域に見守れながら、健全に育っていくことができる仕組みづくりを進めます。

- ①幼児教育の充実
- ②確かな学力と自立する力の育成
- ③学校教育を支える環境の充実
- ④豊かな心を育む教育の推進
- ⑤地域教育力の向上
- ⑥就学への支援

1-2 青少年の育成

次代を担う青少年団体の運営と指導者の育成を支援することで、青少年が心豊かに育つ環境づくりに努めます。また、学校・地域活動団体と協力することで、家庭・地域の教育力向上に努めます。

- ①青少年健全育成団体の支援
- ②青少年健全育成に係る人材の育成・確保
- ③家庭教育の充実

2 身近な交流と生きがいがあるまちづくり

2-1 生涯学習の推進

生涯にわたり、個々のライフステージに応じ、学ぶことへの意欲や教養を高めます。また、人と人とのつながりを深めながら学びの輪を広げ、地域活動や生涯学習活動を推進します。

- ①生涯学習拠点の機能強化
- ②生涯学習の支援体制の充実
- ③多様な学習の機会と情報の提供
- ④ふるさと意識の醸成

2-2 スポーツの振興

誰もがスポーツに関心や興味を持ち、気軽に親しむ機会やきっかけをつくるとともに、町民のスポーツ活動を支えるための組織や環境を整えます。

- ①生涯スポーツ活動の推進
- ②各団体への支援及び連携と指導者の育成
- ③スポーツ施設の整備・充実

2-3 文化・芸術の振興

町民が文化芸術に親しみ、自らの手で新たな文化芸術を創造する機会の充実を図るとともに、自主的な活動の支援に努めます。また、文化財を良好な状態で保存することに加え、伝統的な行事などの地域文化資源の継承と活用を通じて、文化財保護への意識や町民の郷土への愛着を高めます。

- ①文化芸術活動の推進
- ②地域の歴史や文化の保存・継承

3 人権を尊重し合うまちづくり

3-1 女性活躍・男女共同参画の推進

男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に参画し、個人の能力を十分に発揮できる社会を実現する意識づくりと環境づくりを進めます。

- ①男女共同参画意識の醸成
- ②DV被害者支援体制の充実
- ③女性の社会参加の支援

3-2 人権意識の向上

一人ひとりが互いに認め合い、個性と能力を十分に発揮できるまちの実現を目指し、町民の人権意識の向上を図ります。

- ①人権教育の推進
- ②人権啓発活動の推進
- ③人権相談体制の充実